

議案第165号

静岡市病院における専属の薬剤師の配置並びに人員及び施設の基準を定める条例の一部改正について

静岡市病院における専属の薬剤師の配置並びに人員及び施設の基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年11月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市病院における専属の薬剤師の配置並びに人員及び施設の基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市病院における専属の薬剤師の配置並びに人員及び施設の基準を定める条例（平成28年静岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を附則第5項とし、附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、医療法施行規則附則第53条の2第1項の規定による届出をした場合には、その病院については、前項の規定中「平成30年3月31日」とあるのは「平成36年3月31日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。